

掲示事項（介護予防）特定施設入居者生活介護

運営規程の概要

フリガナ	ケイヒロウジンホームケアハウスリバーサイドミサト		サービスの種類	特定施設入居者生活介護
事業所名	軽費老人ホームケアハウスリバーサイドみさと		事業所番号	1575900186
所在地	〒949-8202 新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙355		フリガナ	ナカザワ カツヒコ
			管理者	中澤 克彦
連絡先	電話番号	025-765-5211	FAX番号	025-765-5219
入居定員	50名	居室形態	居室1名用:46室、居室2名用:2室	
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額		
その他の費用	おむつ代実費、行事参加費実費、理美容代実費、病院等の診療代実費、 利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費等			

職員の勤務体制

職員氏名	職種	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別		兼務の場合 兼務する職種
		常勤	非常勤	専従	兼務	
ナカザワ カツヒコ 中澤 克彦	管理者	○			○	介護職員
カスヤ シオリ 糟谷 志織	生活相談員	○			○	介護職員
ムラヤマ キミコ 村山 希美子	看護師		○	○		
タカノ シズイ 高野 しずい	看護師	○			○	こころの杜(特養)
ヤマダ ヒオリ 山田 日織	介護職員	○			○	計画作成担当者
タムラ チカ 田村 知佳	介護職員	○			○	
ミヤジマ ユウヤ 宮嶋 祐哉	介護職員	○			○	
ヒグチ ヤスオ 樋口 保夫	介護職員		○	○		
カザマキ カズシ 風巻 一司	生活相談員		○	○		
エムラ イズミ 江村 いづみ	介護職員		○	○		
クワハラ テツオ 桑原 哲夫	介護職員		○	○		
エムラ マサコ 江村 雅子	介護職員		○	○		
クワハラ コノミ 桑原 このみ	機能訓練指導員		○		○	デイサービスセンターかりん

居室等の広さ

介護居室(1名用):24.0㎡、介護居室(2名用):48.0㎡、一時介護室:41.4㎡、
食堂:128.25㎡、多目的スペース:63.0㎡、機能訓練室:48.0㎡

利用料その他の費用の額

地域区分 その他

単価 10.00 円

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得のある65歳以上の方は2割または3割負担となります。

《特定施設入居者生活介護》

・基本部分

要介護度	単位	基本利用料 (1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護 1	(538)	5,380 円	538 円	5,380 円
要介護 2	(604)	6,040 円	604 円	6,040 円
要介護 3	(674)	6,740 円	674 円	6,740 円
要介護 4	(738)	7,380 円	738 円	7,380 円
要介護 5	(807)	8,070 円	807 円	8,070 円

・加算及び減算

加算・減算	単位	利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
夜間看護体制加算	(10)	100 円	10 円	100 円
介護職員処遇改善加算 I	上記基本利用料と各種加算減算の合計に8.2%加算されます			
介護職員等特定処遇改善加算 II	上記基本利用料と各種加算減算の合計に1.2%加算されます			
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記基本利用料と各種加算減算の合計に1.5%加算されます			
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	基本利用料の70%			

《介護予防特定施設入居者生活介護》

・基本部分

要介護度	単位	基本利用料 (1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要支援 1	(182)	1,820 円	182 円	1,820 円
要支援 2	(311)	3,110 円	311 円	3,110 円

・加算及び減算

加算・減算	単位	利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
介護職員処遇改善加算 I	上記基本利用料と各種加算減算の合計に8.2%加算されます			
介護職員等特定処遇改善加算 II	上記基本利用料と各種加算減算の合計に1.2%加算されます			
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記基本利用料と各種加算減算の合計に1.5%加算されます			
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	基本利用料の70%			

協力医療機関

協力医療機関	名称	町立津南病院	電話	025-765-3161
協力歯科医療機関	名称	津南デンタルクリニック	電話	025-765-3478

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業者が当事業所の従業者でなくなった後においても、当時業者の責任において、当該従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。